

## 「大田区子ども・子育て支援事業計画」における中間見直しについて

### 目的

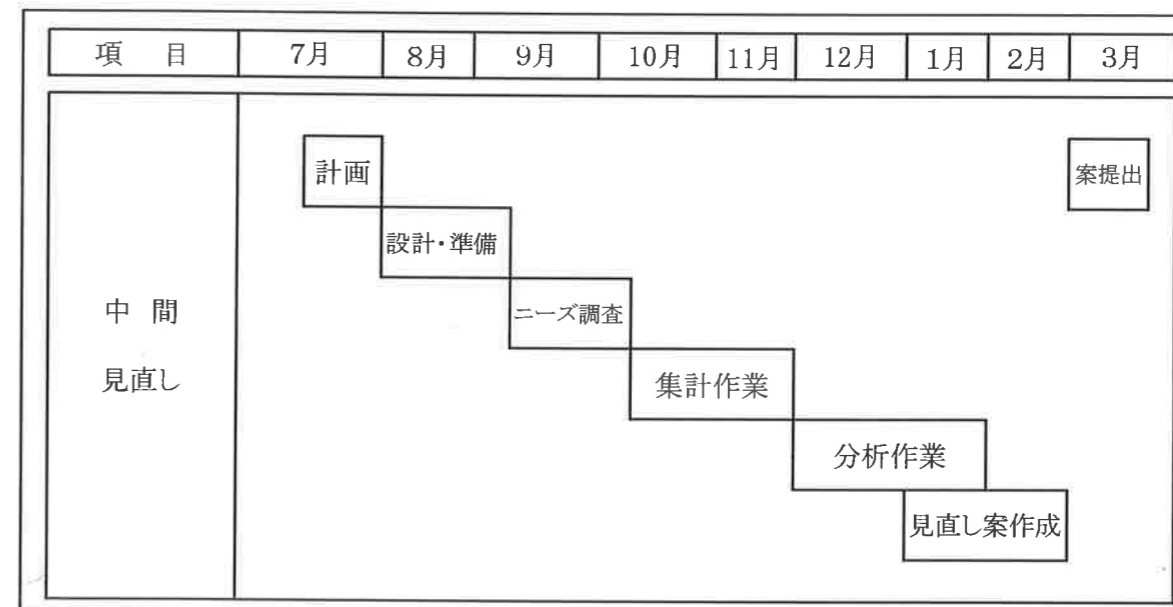
- ・計画実施から3年目の本年、子育てをめぐる社会環境の変化があること。
- ・国は、見直しの要否の基準として「引き続き整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合」「既に、計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行っている場合。」など、見直しを行うものとしている。
- ・このため、区は今年度最新の人口推計等を活用したニーズ調査を実施し、中間見直しを行う。

### 対象事業

「大田区子ども・子育て支援事業計画」法定事業の【13事業】を対象として見直しする。

No.	事業名	要素
1	延長保育事業	通常保育 11 時間を超える保育
2	放課後児童健全育成事業（学童保育）（低学年・高学年）	通年・夏休み・一時利用
3	子育て短期支援事業	宿泊型・夜間一時保育サービス
4	地域子育て支援拠点事業	区内約 200 か所
5	一時預かり事業（幼稚園、保育所等）	緊急保育・一時預かり
6	病児・病後児保育事業	病気回復期の一時預かり
7	ファミリー・サポート・センター事業	利用会員と提供会員の育児支援
8	利用者支援事業	保育サービスアドバイザー設置
9	妊婦健康診査	母子保健法第 13 条に基づく 健康管理・費用一部助成等
10	乳児家庭全戸訪問事業（すこやか赤ちゃん訪問事業）	生後 4 か月までの乳児を対象
11	養育支援訪問事業	助産師・ヘルパー等の派遣
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	補足給付の実施
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	新規事業者への支援・相談等

### 全体のスケジュール



### ニーズ調査

- ・調査目的 ニーズ量や確保の方策のための基礎資料
- ・調査時期 9月中
- ・調査対象 未就学・小学生を持つ保護者  
4,000人程度 無作為抽出

### 見直し内容

- ・法定 13 事業における確保量
- ・確保に向けた方策の考え方